

## 不利益処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 県民環境部・環境課

法令名	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	法令の番号	平成十五年法律第百三十号			
不利益処分の種類	体験の機会の場の認定の取消し	根拠条項	第二十条の 6			
処分基準	<p>（認定の取消し）</p> <p>第二十条の六 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すことができる。</p> <p>一 認定体験の機会の場で行う事業の内容等が、第二十条第一項各号に掲げる要件（同条第二項の規定により条例で要件を定める場合にあっては、当該要件を含む。）に適合しなくなったとき。</p> <p>二 認定民間団体等が、第二十条第八項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>三 認定民間団体等が、第二十条の四第二項の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。</p> <p>四 認定民間団体等が、偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。</p>					
	対応区分	①聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	環境課	交付機関	環境課